二―五　特定猟具使用禁止区域（銃器）

二百一　関東台・川島特定猟具使用禁止区域（銃器）

長生郡一宮町一宮地先の国道一二八号と長生郡一宮町町道一級三号線との接点を起点とし、同所から同町町道一級三号線を北西へ進み長生郡睦沢町町道前原榊線との接点に至り、同所から同町町道前原榊線を北西へ進み同町町道川島幹線との接点に至り、同所から同町町道川島幹線を北西へ進み一宮川右岸との交点に至り、同所から一宮川右岸を北東へ進み国道一二八号との交点に至り、同所から国道一二八号を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百二　妙楽寺・デイスターゴルフクラブ特定猟具使用禁止区域（銃器）

長生郡睦沢町妙楽寺二七七番三地先の長生郡睦沢町町道妙楽寺地引線と県道大多喜一宮線との接点を起点とし、同所から県道大多喜一宮線を南西へ進み長生郡睦沢町と夷隅郡大多喜町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西へ進み長生郡睦沢町と長生郡長南町との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東へ進み長生郡睦沢町町道佐貫縦貫線との接点に至り、同所から同町町道佐貫縦貫線を北東へ進み同町町道一一七二号線との接点に至り、同所から同町町道一一七二号線を南東へ進み同町町道妙楽寺地引線との接点に至り、同所から同町町道妙楽寺地引線を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百四　三芳特定猟具使用禁止区域（銃器）

南房総市山下地先の南房総市市道三芳一一〇号線と同市市道三芳一号線との交点を起点とし、同所から同市市道三芳一号線を北東へ進み同市市道大学口三号線との接点に至り、同所から同市市道大学口三号線を北東へ進み同市市道三芳三号線との接点に至り、同所から同市市道三芳三号線を北東へ進み同市市道三芳五号線との接点に至り、同所から同市市道三芳五号線を東へ進み同市丸本郷と同市山名との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西へ進み同市前田と同市山名との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み同市沓見と同市山名との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み同市沓見と同市御庄との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東へ進み館山市と南房総市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み同市市道本織八号線との接点に至り、同所から同市市道本織八号線を南西へ進み同市市道三芳二号線との接点に至り、同所から同市市道三芳二号線を南西へ進み館山市と南房総市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み滝川右岸との交点に至り、同所から滝川右岸を西へ進み同市府中四五八番地先の館山市と南房総市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東へ進み同市下滝田と同市富浦町宮本との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東へ進み同市上滝田と同市富浦町宮本との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東へ進み同市上滝田と同市富浦町青木との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北へ進み同市犬掛と同市上滝田との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東へ進み平久里川左岸との交点に至り、同所から平久里川左岸を南東へ進み県道富山丸山線との交点に至り、同所から県道富山丸山線を南東へ進み同市市道三芳一〇三号線との接点に至り、同所から同市市道三芳一〇三号線を南西へ進み同市市道三芳一一〇号線との接点に至り、同所から同市市道三芳一一〇号線を北西へ進み同市市道下滝田二一号線との接点に至り、同所から同市市道下滝田二一号線を南へ進み同市市道三芳一一〇号線との接点に至り、同所から同市市道三芳一一〇号線を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百五　芝山ゴルフクラブ特定猟具使用禁止区域（銃器）

山武郡芝山町大台地先の山武郡芝山町町道二―一一四号線と同町町道Ⅰ―一〇号線との接点を起点とし、同所から同町町道Ⅰ―一〇号線を北東へ進み同町町道二―九〇号線との接点に至り、同所から同町町道二―九〇号線を北東へ進み同町町道二―八九号線との接点に至り、同所から同町町道二―八九号線を北西へ進み同町町道二―八七号線との接点に至り、同所から同町町道二―八七号線を北西へ進み同町町道二―七七号線との接点に至り、同所から同町町道二―七七号線を東へ進み同町町道二―八六号線との接点に至り、同所から同町町道二―八六号線を北東へ進み同町町道二―八五号線との接点に至り、同所から同町町道二―八五号線を南東へ進み同町町道二―七九号線との接点に至り、同所から同町町道二―七九号線を北東へ進み県道大里小池線との接点に至り、同所から県道大里小池線を南東へ進み同町町道Ⅱ―一四号線との接点に至り、同所から同町町道Ⅱ―一四号線を南西へ進み同町町道二―九五号線との接点に至り、同所から同町町道二―九五号線を南東へ進み県道大里小池線との接点に至り、同所から県道大里小池線を南へ進み同町町道二―一〇〇号線との接点に至り、同所から同町町道二―一〇〇号線を南西へ進み同町町道二―一一四号線との接点に至り、同所から同町町道二―一一四号線を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百七　成東・東金食虫植物群落特定猟具使用禁止区域（銃器）

山武市島地先の山武市市道〇一―〇二八五号線の起点を起点とし、同所から同市市道〇一―〇二八五号線を南東へ進み東金市と山武市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東へ進み東金市上武射田四九番地先の同市管理道路との接点に至り、同所から同管理道路を南東へ進み同市市道二一五八号線との接点に至り、同所から同市市道二一五八号線を南東へ進み同市市道二二〇四号線との接点に至り、同所から同市市道二二〇四号線を南西へ進み作田川右岸との交点に至り、同所から作田川右岸を南東へ進み県道緑海東金線との交点に至り、同所から県道緑海東金線を南西へ進み同市市道二三〇二号線との接点に至り、同所から同市市道二三〇二号線を北東へ進み同市市道二一六七号線との接点に至り、同所から同市市道二一六七号線を北西へ進み山武市市道〇一―〇三〇〇号線との接点に至り、同所から同市市道〇一―〇三〇〇号線を北西へ進み同市市道〇一―〇二九一号線との接点に至り、同所から同市市道〇一―〇二九一号線を北東へ進み同市市道〇一―〇二九一号線の終点に至る線及び同所と起点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

二百八　白里特定猟具使用禁止区域（銃器）

大網白里市四天木地先の県道一宮片貝線と大網白里市市道六―〇〇七一号線との接点を起点とし、同所から同市市道六―〇〇七一号線を北西へ進み同市市道六―〇〇二七号線との接点に至り、同所から同市市道六―〇〇二七号線を北西へ進み同市市道六―〇〇一六号線との接点に至り、同所から同市市道六―〇〇一六号線を南西へ進み同市市道六―〇〇二八号線との接点に至り、同所から同市市道六―〇〇二八号線を北西へ進み同市市道六―〇〇一五号線との接点に至り、同所から同市市道六―〇〇一五号線を北東へ進み同市市道六―〇〇二五号線との交点に至り、同所から同市市道六―〇〇二五号線を北西へ進み同市市道六―〇〇一四号線との交点に至り、同所から同市市道六―〇〇一四号線を南西へ進み同市市道六―〇〇二六号線との接点に至り、同所から同市市道六―〇〇二六号線を北西へ進み同市市道〇二―〇一九号線との接点に至り、同所から同市市道〇二―〇一九号線を南西へ進み同市市道六―〇〇一二号線との接点に至り、同所から同市市道六―〇〇一二号線を北西へ進み同市市道六―〇〇〇二号線との接点に至り、同所から同市市道六―〇〇〇二号線を北西へ進み同市市道六―〇〇〇六号線との接点に至り、同所から同市市道六―〇〇〇六号線を北西へ進み同市市道六―〇〇〇一号線との交点に至り、同所から同市市道六―〇〇〇一号線を北東へ進み県道山田台大網白里線との接点に至り、同所から県道山田台大網白里線を南東へ進み同市下ケ傍示三三番四地先の同市管理道路との接点に至り、同所から同管理道路を北東へ進み東金市市道四五七六号線との接点に至り、

同所から同市市道四五七六号線を北東へ進み同市市道〇一三三号線との接点に至り、同所から同市市道〇一三三号線を北東へ進み大網白里市市道〇一―〇一六号線との接点に至り、同所から同市市道〇一―〇一六号線を南東へ進み同市市道五―〇〇〇二号線との接点に至り、同所から同市市道五―〇〇〇二号線を北東へ進み東金市と大網白里市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東へ進み同市市道五―〇〇三四号線との接点に至り、同所から同市市道五―〇〇三四号線を南西へ進み同市市道〇一―〇一六号線との接点に至り、同所から同市市道〇一―〇一六号線を南東へ進み同市細草一、六四一番三地先の同市管理道路との接点に至り、同所から同管理道路を南西へ進み同市市道五―〇〇一九号線との接点に至り、同所から同市市道五―〇〇一九号線を南西へ進み同市市道五―〇〇二六号線との交点に至り、同所から同市市道五―〇〇二六号線を南東へ進み同市市道五―〇〇五五号線との接点に至り、同所から同市市道五―〇〇五五号線を南東へ進み県道一宮片貝線との接点に至り、同所から県道一宮片貝線を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百十　富里ゴルフ倶楽部特定猟具使用禁止区域（銃器）

山武郡芝山町大里地先の国道二九六号と香取郡多古町町道喜多・五反田線との接点を起点とし、同所から同町町道喜多・五反田線を南東へ進み山武郡芝山町町道Ⅰ―四号線との接点に至り、同所から同町町道Ⅰ―四号線を南西へ進み同町町道一―二六号線との接点に至り、同所から同町町道一―二六号線を北東へ進み同町町道一―五九号線との接点に至り、同所から同町町道一―五九号線を西へ進み同町町道一―三九号線との接点に至り、同所から同町町道一―三九号線を北西へ進み同町町道一―四〇号線との接点に至り、同所から同町町道一―四〇号線を南東へ進み同町町道一―二六号線との接点に至り、同所から同町町道一―二六号線を北西へ進み国道二九六号との接点に至り、同所から国道二九六号を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百十一　沖渡特定猟具使用禁止区域（銃器）

山武市沖渡地先の山武市市道〇〇―二〇〇三号線と同市市道〇〇―二〇〇二号線との交点を起点とし、同所から同市市道〇〇―二〇〇二号線を北東へ進み同市市道〇六―〇〇六六号線との接点に至り、同所から同市市道〇六―〇〇六六号線を北東へ進み同市市道〇〇―二〇〇一号線との接点に至り、同所から同市市道〇〇―二〇〇一号線を東へ進み県道八日市場八街線との接点に至り、同所から県道八日市場八街線を北東へ進み同市市道〇六―〇〇三〇号線との接点に至り、同所から同市市道〇六―〇〇三〇号線を南東へ進み同市市道〇〇―一〇〇二号線との接点に至り、同所から同市市道〇〇―一〇〇二号線を北西へ進み同市市道〇〇―二〇〇四号線との接点に至り、同所から同市市道〇〇―二〇〇四号線を南へ進み同市市道〇〇―二〇〇三号線との接点に至り、同所から同市市道〇〇―二〇〇三号線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百十二　バルールド成田特定猟具使用禁止区域（銃器）

山武郡芝山町小池地先の県道成田松尾線と県道八日市場八街線との交点を起点とし、同所から県道八日市場八街線を南西へ進み富里市と山武郡芝山町との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み同町町道三―九三号線との接点に至り、同所から同町町道三―九三号線を北東へ進み同町町道Ⅰ―六号線との接点に至り、同所から同町町道Ⅰ―六号線を北東へ進み県道成田松尾線との接点に至り、同所から県道成田松尾線を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百十三　匝瑳市栄特定猟具使用禁止区域（銃器）

匝瑳市堀川地先の県道八日市場栄線と匝瑳市市道一二一六二号線との接点を起点とし、同所から同市市道一二一六二号線を北東へ進み同市市道一二一五五号線との交点に至り、同所から同市市道一二一五五号線を南東へ進み県道飯岡片貝線との接点に至り、同所から県道飯岡片貝線を南西へ進み県道八日市場栄線との交点に至り、同所から県道八日市場栄線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百十四　小船橋特定猟具使用禁止区域（銃器）

野田市船形地先の野田市市道一三一〇一号線と同市市道一三一〇四号線との接点を起点とし、同所から同市市道一三一〇四号線を北西へ進み同市船形四、六四二番六地先の農道との接点に至り、同所から同農道を北西へ進み同市船形四、六六一番二地先の私道との接点に至り、同所から同私道を北東へ進み同市市道二〇五〇号線との接点に至り、同所から同市市道二〇五〇号線を北東へ進み同市小山四、三三四番二四地先の利根川管理用通路との接点に至り、同所から同管理用通路を南東へ進み同市市道一三一〇一号線との接点に至り、同所から同市市道一三一〇一号線を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百十五　銚子豊里台特定猟具使用禁止区域（銃器）

銚子市豊里台三丁目地先の銚子市市道一〇二三一号線と県道多古笹本線との接点を起点とし、同所から県道多古笹本線を南東へ進み同市市道二〇〇〇一号線との接点に至り、同所から同市市道二〇〇〇一号線を南東へ進み同市市道一〇一九七号線との接点に至り、同所から同市市道一〇一九七号線を南西へ進み同市市道一〇一九八号線との接点に至り、同所から同市市道一〇一九八号線を南西へ進み同市市道一〇二〇二号線との接点に至り、同所から同市市道一〇二〇二号線を南西へ進み同市市道一〇二〇四号線との接点に至り、同所から同市市道一〇二〇四号線を南東へ進み同市市道一〇二〇九号線との接点に至り、同所から同市市道一〇二〇九号線を南東へ進み同市市道一〇二〇六号線との交点に至り、同所から同市市道一〇二〇六号線を南東へ進み同市市道一〇二〇九号線との接点に至り、同所から同市市道一〇二〇九号線を南西へ進み同市市道一〇二〇三号線との接点に至り、同所から同市市道一〇二〇三号線を北西へ進み同市市道一〇二三〇号線との接点に至り、同所から同市市道一〇二三〇号線を北西へ進み同市市道一〇二三一号線との接点に至り、同所から同市市道一〇二三一号線を南西へ進み同市市道一〇二四五号線との接点に至り、同所から同市市道一〇二四五号線を南東へ進み同市市道一〇二四八号線との接点に至り、同所から同市市道一〇二四八号線を南西へ進み同市市道一〇二四五号線との接点に至り、同所から同市市道一〇二四五号線を北西へ進み同市市道一〇二四六号線との交点に至り、同所から同市市道一〇二四六号線を北西へ進み同市市道一〇二五二号線との接点に至り、同所から同市市道一〇二五二号線を南西へ進み同市市道一〇二六二号線との接点に至り、同所から同市市道一〇二六三号線を南西へ進み同市市道一〇二六三号線との接点に至り、同所から同市市道一〇二六三号線を北東へ進み同市市道一〇二六二号線との接点に至り、同所から同市市道一〇二六二号線を南東へ進み同市市道一〇二三一号線との接点に至り、同所から同市市道一〇二三一号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百十六　山武市上横地特定猟具使用禁止区域（銃器）

山武市柴原地先の山武市市道〇〇―一〇一九号線と国道一二六号との接点を起点とし、同所から国道一二六号を北東へ進み同市市道〇〇―一〇四一号線との接点に至り、同所から同市市道〇〇―一〇四一号線を南東へ進み同市市道〇〇―二〇四二号線との交点に至り、同所から同市市道〇〇―二〇四二号線を南西へ進み同市市道一一―〇三〇九号線との接点に至り、同所から同市市道一一―〇三〇九号線を南西へ進み同市市道〇三―〇〇七五号線との接点に至り、同所から同市市道〇三―〇〇七五号線を南西へ進み同市市道〇〇―一〇一九号線との交点に至り、同所から同市市道〇〇―一〇一九号線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百十七　山武市富口特定猟具使用禁止区域（銃器）

山武市富口地先の県道成東鳴浜線と山武市市道〇〇―一〇二〇号線との接点を起点とし、同所から同市市道〇〇―一〇二〇号線を北東へ進み同市市道〇〇―一〇二四号線との交点に至り、同所から同市市道〇〇―一〇二四号線を南東へ進み同市市道〇〇―一〇二三号線との接点に至り、同所から同市市道〇〇―一〇二三号線を南西へ進み県道成東鳴浜線との接点に至り、同所から県道成東鳴浜線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百十八　天羽マリーンヒル特定猟具使用禁止区域（銃器）

富津市竹岡地先の富津市市道三二八七号線と同市市道三二九四号線との接点を起点とし、同所から同市市道三二九四号線を南西へ進み同市市道三二九三号線との接点に至り、同所から同市市道三二九三号線を南東へ進み同市市道三二九一号線との接点に至り、同所から同市市道三二九一号線を南西へ進み同市市道三二八五号線との接点に至り、同所から同市市道三二八五号線を北東へ進み同市市道三二八六号線との接点に至り、同所から同市市道三二八六号線を北西へ進み同市市道三二八八号線との接点に至り、同所から同市市道三二八八号線を北東へ進み同市市道三二八七号線との交点に至り、同所から同市市道三二八七号線を北東へ進み同市市道三二九〇号線との接点に至り、同所から同市市道三二九〇号線を北東へ進み同市市道三二八七号線との接点に至り、同所から同市市道三二八七号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百十九　富津市西大和田特定猟具使用禁止区域（銃器）

富津市障子谷地先の富津市市道一一六号線と同市市道二〇六六号線との接点を起点とし、同所から同市市道二〇六六号線を南へ進み県道絹郡線との接点に至り、同所から県道絹郡線を西へ進み同市市道二〇三八号線との接点に至り、同所から同市市道二〇三八号線を北西へ進み同市市道二〇三七号線との接点に至り、同所から同市市道二〇三七号線を北東へ進み同市市道一一六号線との接点に至り、同所から同市市道一一六号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百二十　明神台谷津保全ゾーン特定猟具使用禁止区域（銃器）

佐倉市西御門三二〇番四ほか五七筆のちばリサーチパーク環境保全ゾーン区域内

二百二十一　家徳特定猟具使用禁止区域（銃器）

東金市家徳地先の県道東金片貝線と東金市市道四〇四六号線との接点を起点とし、同所から県道東金片貝線を南東へ進み同市市道四一〇〇号線との接点に至り、同所から同市市道四一〇〇号線を南西へ進み同市市道〇二二二号線との接点に至り、同所から同市市道〇二二二号線を北西へ進み同市市道〇一三五号線との接点に至り、同所から同市市道〇一三五号線を南西へ進み同市市道〇一二六号線との接点に至り、同所から同市市道〇一二六号線を北西へ進み同市市道四〇四六号線との接点に至り、同所から同市市道四〇四六号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百二十二　増穂特定猟具使用禁止区域（銃器）

大網白里市上貝塚地先の南白亀川右岸と大網白里市市道〇一―〇〇八号線との交点を起点とし、同所から同市市道〇一―〇〇八号線を南東へ進み同市市道三―〇一五六号線との接点に至り、同所から同市市道三―〇一五六号線を南東へ進み同市市道三―〇一五七号線との接点に至り、同所から同市市道三―〇一五七号線を南東へ進み同市市道三―〇一五五号線との接点に至り、同所から同市市道三―〇一五五号線を南東へ進み同市市道三―〇一六四号線との交点に至り、同所から同市市道三―〇一六四号線を南西へ進み同市市道三―〇一五九号線との交点に至り、同所から同市市道三―〇一五九号線を南東へ進み同市市道三―〇一七四号線との交点に至り、同所から同市市道三―〇一七四号線を南西へ進み県道山田台大網白里線との接点に至り、同所から県道山田台大網白里線を南東へ進み県道正気茂原線との接点に至り、同所から県道正気茂原線を南西へ進み同市市道四―〇一五六号線との接点に至り、同所から同市市道四―〇一五六号線を北西へ進み同市市道四―〇一五五号線との交点に至り、同所から同市市道四―〇一五五号線を南西へ進み同市市道〇二―〇一五号線との接点に至り、同所から同市市道〇二―〇一五号線を南東へ進み同市市道四―〇一六〇号線との接点に至り、同所から同市市道四―〇一六〇号線を南西へ進み同市市道四―〇一六三号線との接点に至り、同所から同市市道四―〇一六三号線を南西へ進み同市市道四―〇一六四号線との接点に至り、同所から同市市道四―〇一六四号線を北西へ進み同市市道四―〇一三〇号線との接点に至り、同所から同市市道四―〇一三〇号線を南西へ進み小中川左岸との接点に至り、同所から小中川左岸を北西へ進み同市市道〇一―〇一四号線との交点に至り、同所から同市市道〇一―〇一四号線を北東へ進み同市市道〇二―〇一四号線との接点に至り、同所から同市市道〇二―〇一四号線を西へ進み同市市道四―〇一一三号線との接点に至り、同所から同市市道四―〇一一三号線を北東へ進み同市市道四―〇一〇六号線との接点に至り、同所から同市市道四―〇一〇六号線を北西へ進み同市市道四―〇一一一号線との接点に至り、同所から同市市道四―〇一一一号線を北東へ進み県道山田台大網白里線との接点に至り、同所から県道山田台大網白里線を北西へ進み同市市道三―〇一三一号線との接点に至り、同所から同市市道三―〇一三一号線を北東へ進み同市市道三―〇一二七号線との接点に至り、同所から同市市道三―〇一二七号線を北西へ進み同市市道三―〇一三〇号線との交点に至り、同所から同市市道三―〇一三〇号線を北東へ進み同市市道三―〇一二六号線との交点に至り、同所から同市市道三―〇一二六号線を南東へ進み同市市道三―〇一三四号線との交点に至り、同所から同市市道三―〇一三四号線を北東へ進み同市市道〇二―〇一三号線との接点に至り、同所から同市市道〇二―〇一三号線を北西へ進み同市市道三―〇一三五号線との接点に至り、同所から同市市道三―〇一三五号線を北東へ進み同市市道三―〇一二八号線との接点に至り、同所から同市市道三―〇一二八号線を北西へ進み同市大網五、〇四七番二〇地先の広葉樹林の林縁に至り、同所から北東へ延長した直線を北東へ進み同市大網五、〇〇二番三三地先の赤道との接点に至り、同所から同赤道を北東へ進み同市市道三―〇一一六号線との接点に至り、同所から同市市道三―〇一一六号線を南東へ進み同市市道三―〇一一四号線との接点に至り、同所から同市市道三―〇一一四号線を北東へ進み同市大網と同市清名幸谷との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東へ進み同市市道三―〇一三五号線との接点に至り、同所から同市市道三―〇一三五号線を北東へ進み南白亀川右岸との接点に至り、同所から南白亀川右岸を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百二十三　作田特定猟具使用禁止区域（銃器）

山武郡九十九里町小関地先の県道飯岡片貝線と山武郡九十九里町町道一―七号線との交点を起点とし、同所から同町町道一―七号線を北西へ進み東金市と山武郡九十九里町との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東へ進み山武市市道〇四―〇〇七五号線との接点に至り、同所から同市市道〇四―〇〇七五号線を北東へ進み県道成東鳴浜線との接点に至り、同所から県道成東鳴浜線を北西へ進み同市市道〇〇―一〇二九号線との交点に至り、同所から同市市道〇〇―一〇二九号線を北東へ進み同市市道〇〇―一〇二八号線との交点に至り、同所から同市市道〇〇―一〇二八号線を南東へ

進み同市市道〇〇―一〇三一号線との接点に至り、同所から同市市道〇〇―一〇三一号線を南東へ進み同市市道〇〇―一〇三一号線の終点に至り、同所から同市市道〇〇―一〇三一号線を南東へ延長した直線を南東へ進み九十九里海岸汀線との接点に至り、同所から九十九里海岸汀線を南西へ進み片貝漁港北防砂堤との接点に至り、同所から同防砂堤を南西へ進み同防砂堤南端に至り、同所から同防砂堤を南西へ延長した直線を南西へ進み片貝漁港南防波堤との接点に至り、同所から同所と片貝漁港臨港道路東端とを結んだ直線を北西へ進み片貝漁港臨港道路との接点に至り、同所から片貝漁港臨港道路を南西へ進み県道飯岡一宮線との接点に至り、同所から県道飯岡一宮線を北西へ進み山武郡九十九里町町道一―七号線との接点に至り、同所から同町町道一―七号線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百二十四　松尾台工業団地特定猟具使用禁止区域（銃器）

山武市松尾町松尾地先の国道一二六号と県道千葉八街横芝線との接点を起点とし、同所から国道一二六号を南西へ進み木戸川左岸との交点に至り、同所から木戸川左岸を北西へ進み山武市市道〇〇―一〇一〇号線との交点に至り、同所から同市市道〇〇―一〇一〇号線を北東へ進み同市市道一〇―〇二〇一号線との接点に至り、同所から同市市道一〇―〇二〇一号線を北西へ進み同市市道一〇―〇一七五号線との接点に至り、同所から同市市道一〇―〇一七五号線を北西へ進み同市市道一〇―〇一八〇号線との接点に至り、同所から同市市道一〇―〇一八〇号線を北西へ進み同市市道〇九―〇一八七号線との接点に至り、同所から同市市道〇九―〇一八七号線を北東へ進み同市市道〇九―〇一九四号線との接点に至り、同所から同市市道一〇―〇一六八号線を北東へ進み同市市道一〇―〇一六四号線との接点に至り、同所から同市市道一〇―〇一四四号線を北東へ進み同市市道一〇―〇一六五号線との接点に至り、同所から同市市道一〇―〇一六五号線を北東へ進み同市市道〇〇―二〇一六号線との接点に至り、同所から同市市道〇〇―二〇一六号線を南東へ進み県道千葉八街横芝線との接点に至り、同所から県道千葉八街横芝線を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百二十五　矢那特定猟具使用禁止区域（銃器）

木更津市伊豆島地先の館山自動車道と伊豆島橋跨高速道路橋との交点を起点とし、同所から伊豆島橋跨高速道路橋を南東へ進み木更津市伊豆島と木更津市矢那の境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東へ進み木更津市と袖ケ浦市の境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み木更津市市道二六八―二号線との交点に至り、同所から同市市道二六八―二号線を南西へ進み同市市道二六八―一号線との接点に至り、同所から同市市道二六八―一号線を北西へ進み同市市道二六八―二号線との接点に至り、同所から同市市道二六八―二号線を北西へ進み同市市道七四六七号線との接点に至り、同所から同市市道七四六七号線を南西へ進み同市市道二六九号線との接点に至り、同所から同市市道二六九号線を北西へ進み県道木更津末吉線との接点に至り、同所から県道木更津末吉線を北西へ進み館山自動車道との交点に至り、同所から館山自動車道を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百二十六　秋元特定猟具使用禁止区域（銃器）

君津市大野台地先の君津市市道市宿・日渡根線と県道君津鴨川線との接点を起点とし、同所から県道君津鴨川線を南東へ進み国道四六五号との接点に至り、同所から国道四六五号を北西へ進み県道久留里鹿野山湊線との接点に至り、同所から県道久留里鹿野山湊線を北西へ進み同市市道市宿・鹿野山線との接点に至り、同所から同市市道市宿・鹿野山線を北東へ進み同市市道君津・清和線との接点に至り、同所から同市市道君津・清和線を北東へ進み同市市道市宿・日渡根線との接点に至り、同所から同市市道市宿・日渡根線を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百二十七　久留里市場特定猟具使用禁止区域（銃器）

君津市久留里市場地先の国道四一〇号と県道久留里鹿野山湊線との接点を起点とし、同所から県道久留里鹿野山湊線を南西へ進み国道四一〇号（バイパス）との接点に至り、同所から国道四一〇号（バイパス）を北東へ進み同市市道富田久津原線との接点に至り、同所から同市市道富田久津原線を北東へ進み県道長浦上総線との接点に至り、同所から県道長浦上総線を南東へ進み国道四一〇号との接点に至り、同所から国道四一〇号を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百二十八　市原海上特定猟具使用禁止区域（銃器）

市原市村上地先の東関東自動車道千葉富津線と国道二九七号との交点を起点とし、同所から国道二九七号を南東へ進み県道市原茂原線との接点に至り、同所から県道市原茂原線を南西へ進み市原市市道二九二一号線との接点に至り、同所から同市市道二九二一号線を南東へ進み同市市道一一二号線との接点に至り、同所から同市市道一一二号線を南東へ進み同市市道一四七号線との接点に至り、同所から同市市道一四七号線を北西へ進み東関東自動車道千葉富津線との交点に至り、同所から東関東自動車道千葉富津線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百二十九　八街中央特定猟具使用禁止区域（銃器）

八街市八街ほ地先の県道千葉八街横芝線と国道四〇九号との交点を起点とし、同所から国道四〇九号を南西へ進み県道千葉川上八街線との接点に至り、同所から県道千葉川上八街線を南西へ進み八街市市道六区一号線との交点に至り、同所から同市市道六区一号線を北西へ進み県道千葉八街横芝線との接点に至り、同所から県道千葉八街横芝線を南西へ進み県道成東酒々井線との交点に至り、同所から県道成東酒々井線を北西へ進み同市市道一〇三号線との接点に至り、同所から同市市道一〇三号線を北東へ進み同市市道一〇二号線との接点に至り、同所から同市市道一〇二号線を北東へ進み国道四〇九号との接点に至り、同所から国道四〇九号を南東へ進み同市市道一区一号線との接点に至り、同所から同市市道一区一号線を南東へ進み県道千葉八街横芝線との接点に至り、同所から県道千葉八街横芝線を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百三十　吉倉特定猟具使用禁止区域（銃器）

八街市四木地先の八街市市道一一四号線と同市市道一一六号線との接点を起点とし、同所から同市市道一一六号線を南東へ進み同市市道四木二八号線との接点に至り、同所から同市市道四木二八号線を北西へ進み同市市道二一六号線との接点に至り、同所から同市市道一一五号線を北東へ進み同市市道一一五号線との交点に至り、同所から同市市道一一四号線との接点に至り、同所から同市市道一一四号線を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百三十一　木戸浜特定猟具使用禁止区域（銃器）

山武市小松地先の県道飯岡一宮線と山武市市道小松線との接点を起点とし、同所から同市市道小松線を北西へ進み同市市道緑海一二九号線との接点

に至り、同所から同所と木戸川左岸の同市市道緑海四四号線の始点とを結んだ直線を北西へ進み同市市道緑海四四号線の始点に至り、同所から同市市道緑海四四号線を北東へ進み同市市道木戸線との交点に至り、同所から同市市道木戸線を南東へ進み県道飯岡一宮線との交点に至り、同所から県道飯岡一宮線を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百三十三　長南町山内特定猟具使用禁止区域（銃器）

長生郡長南町山内地先の長生郡長南町三級町道山内二八号線と同町二級町道山内市原線との接点を起点とし、同所から同町二級町道山内市原線を南東へ進み市原市と長生郡長南町との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み同町三級町道山内二八号線の終点から南西へ延長した直線との交点に至り、同所から同所と同町三級町道山内二八号線の終点とを結んだ直線を北東へ進み同町三級町道山内二八号線との接点に至り、同所から同町三級町道山内二八号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百三十四　長柄町六地蔵特定猟具使用禁止区域（銃器）

長生郡長柄町六地蔵地先の長生郡長柄町町道一三三三号線と県道千葉茂原線との接点を起点とし、同所から県道千葉茂原線を南東へ進み同町山根二、〇一三番四二地先の同町町道一三二九号線との接点に至り、同所から同町町道一三二九号線を南西へ進み同町町道一四七七号線との接点に至り、同所から同町町道一四七七号線を北東へ進み同町山根二、〇一二番一六八地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南東へ進み同町町道一三三一号線との接点に至り、同所から同町町道一三三一号線を南東へ進み同町町道一三〇二号線との接点に至り、同所から同町町道一三〇二号線を南東へ進み同町町道一四七五号線との接点に至り、同所から同町町道一四七五号線を南西へ進み同町町道一三三三号線との接点に至り、同所から同町町道一三三三号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百三十五　押日・井沢特定猟具使用禁止区域（銃器）

いすみ市岬町三門地先の国道一二八号と江場土川左岸との接点を起点とし、同所から江場土川左岸を南西へ進みいすみ市市道〇一三九号線との接点に至り、同所から同市市道〇一三九号線を北西へ進み同市市道八四一四号線との接点に至り、同所から同市市道八四一四号線を北西へ進み同市市道八三二六号線との接点に至り、同所から同市市道岬八三二六号線を南西へ進み県道夷隅長者線との接点に至り、同所から県道夷隅長者線を西へ進み同市市道〇一三三号線との接点に至り、同所から同市市道〇一三三号線を北西へ進み県道夷隅太東線との交点に至り、同所から県道夷隅太東線を南東へ進み同市市道〇一三八号線との接点に至り、同所から同市市道〇一三八号線を南東へ進み夷隅川右岸との交点に至り、同所から夷隅川右岸を北東へ進み国道一二八号との交点に至り、同所から国道一二八号を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百三十六　田倉特定猟具使用禁止区域（銃器）

富津市東大和田地先の富津市市道高溝高宕線と国道四六五号との接点を起点とし、同所から国道四六五号を南西へ進み湊川右岸との交点に至り、同所から湊川右岸を北西へ進み同市市道大森蛭田線との交点に至り、同所から同市市道大森蛭田線を北西へ進み同市寺尾五一番一地先の赤道との接点に至り、同所から同赤道を北西へ進み県道久留里鹿野山湊線との接点に至り、同所から県道久留里鹿野山湊線を南東へ進み県営林道鹿野山線（旧道）との接点に至り、同所から県営林道鹿野山線（旧道）を南東へ進み県営林道鹿野山線との接点に至り、同所から県営林道鹿野山線を北東へ進み君津市と富津市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東へ進み同市宇藤原五四六番一地先に至り、同所から尾根を南西へ進み同市高溝一二八番五地先の道路との接点に至り、同所から同市市道南畑大谷線との接点に至り、同所から同市市道南畑大谷線を南西へ進み同市市道高溝高宕線との接点に至り、同所から同市市道高溝高宕線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百三十七　袖ケ浦市横田特定猟具使用禁止区域（銃器）

木更津市下望陀一三四番一地先の木更津市管理道路を起点とし、同所から同管理道路を北東へ進み同市市道一一五号線との接点に至り、同所から同市市道一一五号線を南東へ進み袖ケ浦市市道横田下望陀境線との接点に至り、同所から同市市道横田下望陀境線を南東へ進み同市横田四、七七五番五地先の同市管理道路との接点に至り、同所から同管理道路を南東へ進み同市永地一、六七四番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南東へ進み同市横田五、五二〇番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を西へ進み同市横田五、五二九番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南へ進み同市横田五、五三二番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を東へ進み同市横田五、六四八番二地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南へ進み同市横田五、六五一番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を東へ進み同市横田六四二番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南へ進み同市市道横田一〇号線との接点に至り、同所から同市市道高溝一二八番五地先の道路を南西へ進み同市市道南畑大谷線との接点に至り、同所から国道四〇九号との接点に至り、同所から国道四〇九号を北東へ進み県道馬来田停車場中川線との接点に至り、同所から県道馬来田停車場中川線を南東へ進み同市市道百目木一号線との接点に至り、同所から同市市道百目木一号線を南西へ進み同市市道百目木下内橋線との接点に至り、同所から同市市道百目木下内橋線を南東へ進み同市市道下根岸百目木線との接点に至り、同所から同市市道下根岸百目木線を西へ進み県道長浦上総線との接点に至り、同所から県道長浦上総線を北東へ進み同市市道吉野田四号線との接点に至り、同所から同市市道吉野田四号線を南西へ進み同市市道滝の口二号線との接点に至り、同所から同市市道滝の口二号線を北西へ進み同市市道滝の口五号線との接点に至り、同所から同市市道滝の口五号線を北東へ進み県道君津平川線との接点に至り、同所から県道君津平川線を北西へ進み国道四〇九号との接点に至り、同所から国道四〇九号を北東へ進み同市市道横田大鳥居線との接点に至り、同所から同市市道横田大鳥居線を北西へ進み同市大鳥居六七五番一地先の農道との接点に至り、同所から同農道を北へ進み同市大鳥居七一八番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を北東へ進み同市大鳥居七二五番地先の同市管理道路との接点に至り、同所から同管理道路を南西へ進み木更津市と袖ケ浦市との境界線との接点に至る線及び同所と起点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

二百三十八　太平洋クラブ八千代コース特定猟具使用禁止区域（銃器）

八千代市米本二、八三四番一ほか五三八筆の太平洋クラブ八千代コースの区域内並びに同市米本二、八二三番及び二、八二四番、同市下高野三九〇番、三九二番、三九三番一、三九四番一、三九五番一、三九六番一、三九七番一、三九八番一、四〇一番一、四〇二番三及び四〇二番四並びに同市保品一、三三六番一、一、三三八番一及び一、三三九番一の区域

二百三十九　立山特定猟具使用禁止区域（銃器）

夷隅郡御宿町上布施地先の夷隅郡御宿町町道四〇七九号線と同町町道〇二〇五号線との接点を起点とし、同所から同町町道〇二〇五号線を南西へ進み同町町道四

二〇一号線との接点に至り、同所から同町町道四二〇一号線を南西へ進み県道勝浦布施大原線との交点に至り、同所から県道勝浦布施大原線を南西へ進み夷隅郡御宿町上布施三、三一六番二地先の赤道との接点に至り、同所から同赤道を南へ進み同町林道実谷線との接点に至り、同所から同町林道実谷線を南西へ進み同町林道実谷線支線との接点に至り、同所から同町林道実谷線支線を北西へ進み同町町道四六九八号線との接点に至り、同所から同町道四六九八号線を北西へ進み勝浦市と夷隅郡御宿町との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み勝浦市芳賀八〇二地先の赤道の南端から南東へ延長した直線との交点に至り、同所から同直線を北西へ進み同赤道との接点に至り、同所から同赤道を北西へ進み同市農道下沖ノ田線との接点に至り、同所から同市農道下沖ノ田線を北西へ進み同市市道芳賀市野川線との接点に至り、同所から同市市道芳賀市野川線を北東へ進み同市市道花里線との接点に至り、同所から同市道花里線を東へ進み、夷隅郡御宿町町道四〇八〇号線との接点に至り、同所から同町町道四〇八〇号線を北東へ進み同町町道四〇七九号線との接点に至り、同所から同町町道四〇七九号線を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百四十　白里海岸特定猟具使用禁止区域（銃器）

大網白里市北今泉地先の大網白里市市道五―〇一〇九号線と大網白里市と山武郡九十九里町との境界線との接点を起点とし、同所から同境界線を南東へ進み九十九里海岸汀線との接点に至り、同所から九十九里海岸汀線を南西へ進み大網白里市と長生郡白子町との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み大網白里市市道六―〇一七六号線との接点に至り、同所から同市市道六―〇一七六号線を北東へ進み同市市道六―〇二五号線との接点に至り、同所から同市市道六―〇一六五号線を北東へ進み同市市道六―〇一四五号線との接点に至り、同所から同市市道六―〇一四五号線の終点とを結んだ直線を北東へ進み同市市道六―〇一四五号線との接点に至り、同所から同市市道六―〇二四号線との接点に至り、同所から同市市道〇一―〇二四号線を北西へ進み同市市道六―〇一三〇号線との接点に至り、同所から同市市道六―〇一三〇号線を北東へ進み県道山田台大網白里線との接点に至り、同所から県道山田台大網白里線を南東へ進み同市市道五―〇二七号線との接点に至り、同所から同市市道五―〇二七号線を北東へ進み同市市道五―〇二一号線との接点に至り、同所から同市市道五―〇二一号線を北東へ進み同市市道五―〇一〇九号線との接点に至り、同所から同市市道五―〇一〇九号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百四十一　成田ゆめ牧場特定猟具使用禁止区域（銃器）

成田市名木字前原七三〇番一ほか六二筆の成田ゆめ牧場の区域内

二百四十二　匝瑳市飯塚特定猟具使用禁止区域（銃器）

匝瑳市飯塚地先の匝瑳市市道五一八二号線と同市市道五一八八号線との接点を起点とし、同所から同市市道五一八八号線を北東へ進み同市市道五〇〇九号線との接点に至り、同所から同市市道五〇〇九号線を南東へ進み同市市道二〇四号線との接点に至り、同所から同市市道二〇四号線を南東へ進み同市市道五一三四号線との接点に至り、同所から同市市道五一三四号線を北東へ進み同市市道一三三号線との接点に至り、同所から同市市道一三三号線を東へ進み県道八日市場山田線との接点に至り、同所から県道八日市場山田線を南東へ進み同市市道五一三九号線との接点に至り、同所から同市市道五一三九号線を南東へ進み同市市道五一四〇号線との接点に至り、同所から同市市道五一四〇号線を北東へ進み同市市道一三四号線との接点に至り、同所から同市市道一三四号線を北東へ進み同市市道五〇八七号線との接点に至り、同所から同市市道五〇八七号線を南東へ進み同市市道一三四号線との接点に至り、同所から同市市道一三四号線を南西へ進み同市農道〇五〇二〇号線との交点に至り、同所から同市農道〇五〇二〇号線を南東へ進み旭市と匝瑳市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み同市農道〇五〇二三号線との接点に至り、同所から同市農道〇五〇二三号線を南東へ進み同市市道五一六〇号線との交点に至り、同所から同市市道五一六〇号線を南東へ進み同市農道一〇〇一三号線との接点に至り、同所から同市農道一〇〇一三号線を南東へ進み同市市道二〇六号線との接点に至り、同所から同市市道二〇六号線を南西へ進み県道八日市場山田線との接点に至り、同所から県道八日市場山田線を西へ進み同市市道一〇〇五号線との接点に至り、同所から同市市道一〇〇五号線を西へ進み同市市道一〇〇七号線との接点に至り、同所から同市市道一〇〇七号線を北西へ進み同市市道五一八四号線との接点に至り、同所から同市市道五一八四号線を西へ進み同市市道一二一号線との接点に至り、同所から同市市道一二一号線を北西へ進み同市市道五一八二号線との接点に至り、同所から同市市道五一八二号線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百四十四　乾草沼特定猟具使用禁止区域（銃器）

山武郡横芝光町宮川地先の山武郡横芝光町町道Ⅱ―四〇号線と同町町道Ⅰ―三号線との接点を起点とし、同所から同町町道Ⅰ―三号線を北東へ進み同町町道G〇七六号線との接点に至り、同所から同町町道G〇七六号線を南東へ進み同町町道Ⅰ―一〇号線との接点に至り、同所から同町町道Ⅰ―一〇号線を南西へ進み同町町道Ⅱ―四〇号線との交点に至り、同所から同町町道Ⅱ―四〇号線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百四十五　大角・新里特定猟具使用禁止区域（銃器）

香取市大角地先の県道大栄栗源干潟線と県道佐原椿海線との接点を起点とし、同所から県道佐原椿海線を南東へ進み香取市市道Ⅰ―五九号線との接点に至り、同所から同市市道Ⅰ―五九号線を南西へ進み同市市道六六一五号線との接点に至り、同所から同市市道六六一五号線を北西へ進み同市市道六六〇四号線との接点に至り、同所から同市市道六六〇四号線を北西へ進み県道山田栗源線との接点に至り、同所から県道山田栗源線を北西へ進み同市市道六五九二号線との接点に至り、同所から同市市道六五九二号線を北東へ進み同市市道Ⅱ―四七号線との接点に至り、同所から同市市道Ⅱ―四七号線を北東へ進み県道大栄栗源干潟線との交点に至り、同所から県道大栄栗源干潟線を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域。ただし、翌志野カントリークラブ空港コース特定猟具使用禁止区域を除く。

二百四十六　東庄町青馬特定猟具使用禁止区域（銃器）

香取郡東庄町青馬地先の香取郡東庄町町道二〇八九号線と同町町道〇二〇七号線との接点を起点とし、同所から同町町道〇二〇七号線を南西へ進み同町青馬二、二四六番一地先の同町町道二一八六号線との接点に至り、同所から同町町道二一八六号線を南西へ進み同町町道二一八三号線との接点に至り、同所から同町町道〇一〇一号線との接点に至り、同所から同町町道〇一〇一号線を北西へ進み同町町道二〇八九号線との接点に至り、同所から同町町道二〇八九号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百四十七　中野特定猟具使用禁止区域（銃器）

千葉市若葉区中野町地先の千葉市市道中野町五九号線と同市市道中野町四号線との交点を起点とし、同所から同市市道中野町四号線を南東へ進み八街市市道二一〇四三号線との接点に至り、同所から同市市道二一〇四三号線を南東へ進み同市市道二一〇三六号線との接点に至り、同所から同市市道二一〇三六号線を南東へ進み千葉市市道中野町一三六号線との接点に至り、同所から同市市道中野町一三六号線を南東へ進み千葉市東部土地改良区管理の鎌田谷津排水路との交点に至り、同所から同排水路を南東へ進み同市市道中野町一〇五号線との接点に至り、同所から同市市道中野町一〇五号線を南西へ進み同市市道中野町一一〇号線を南西へ進み同市市道中野町一二七号線との接点に至り、同所から同市市道中野町一二七号線を南西へ進み同市市道中野町一二八号線との接点に至り、同所から同市市道中野町一二八号線を南西へ進み国道一二六号との接点に至り、同所から国道一二六号を南東へ進み同市市道中野町二一三号線との接点に至り、同所から同市市道中野町二一三号線を南東へ進み同市市道中野町二四二号線との接点に至り、同所から同市市道中野町二四二号線を南へ進み同市市道中野町二四三号線との接点に至り、同所から同市市道中野町二四三号線を南西へ進み千葉東金道路との交点に至り、同所から千葉東金道路を北西へ進み同市市道中野町二九六号線との交点に至り、同所から同市市道中野町二九六号線を南へ進み同市緑区下大和田町一、三三四番地先の生活道路との接点に至り、同所から同生活道路を南東へ進み同市緑区下大和田町一、三四〇番三地先の水路との交点に至り、同所から同水路を北西へ進み同市緑区下大和田町一、三一二番の水路との接点に至り、同所から同水路を北西へ進み同市市道中野町二九六号線との接点に至り、同所から同市市道中野町二九六号線を北東へ進み同市指定道路中野町三〇号線との接点に至り、同所から同市指定道路中野町三〇号線を北東へ進み千葉東金道路との交点に至り、同所から千葉東金道路を北西へ進み県道誉田停車場中野線との交点に至り、同所から県道誉田停車場中野線を南西へ進み同市市道中野町二四八号線との接点に至り、同所から同市市道中野町二四八号線を南西へ進み同市指定道路中野町一七号線との接点に至り、同所から同市指定道路中野町一七号線を北西へ進み同市若葉区中野町二、九一九番地先の千葉市東部土地改良区管理の支線道路との接点に至り、同所から同支線道路を北西へ進み同市若葉区中野町二、九一一番地先の同土地改良区管理の支線道路との交点に至り、同所から同小排水路を北東へ進み同土地改良区管理の大和田幹線排水路との接点に至り、同所から同幹線排水路を北西へ進み同土地改良区管理の小排水路との接点に至り、同所から同小排水路を南東へ進み同市若葉区野呂町二、〇六九番地先の同土地改良区管理の支線道路との接点に至り、同所から同支線道路を東へ進み同市若葉区野呂町二、〇九三番地先の同土地改良区管理の支線道路との接点に至り、同所から同支線道路を北へ進み同土地改良区管理の平川幹線排水路との交点に至り、同所から同幹線排水路を南東へ進み同市若葉区野呂町二、〇六八番地先の同土地改良区管理の小排水路との接点に至り、同所から同小排水路を南東へ進み同市若葉区野呂町二、〇六九番地先の同土地改良区管理の支線道路との接点に至り、同所から同支線道路を南西へ進み同市市道野呂町一四号線との接点に至り、同所から同市市道野呂町一四号線を北東へ進み同市市道野呂町五六号線との接点に至り、同所から同市市道野呂町五六号線を南西へ進み国道一二六号との接点に至り、同所から国道一二六号を北東へ進み同市市道和泉町二六号線との接点に至り、同所から同市市道和泉町二六号線を南西へ進み同市若葉区野呂町七七七番二三地先の生活道路との接点に至り、同所から同生活道路を南西へ進み同市市道野呂町四四号線との接点に至り、同所から同市市道野呂町一五七号線を南東へ進み千葉東金道路との交点に至り、同所から千葉東金道路を南東へ進み同市若葉区古泉町と同市若葉区野呂町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東へ進み同市若葉区野呂町と同市緑区平川町との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み同市市道野呂町一七九号線との接点に至り、同所から同市市道野呂町一七九号線を北西へ進み同市市道野呂町一五五号線を南へ進み同市市道野呂町一九一号線との接点に至り、同所から同市市道野呂町一九一号線を北西へ進み同市市道高田町二四〇号線との接点に至り、同所から同市市道高田町二四〇号線を北西へ進み同市市道野呂町一九六号線との接点に至り、同所から同市市道野呂町一九六号線を北東へ進み千葉東金道路との交点に至り、同所から千葉東金道路を北西へ進み同市都市計画道路誉田町野呂町線との交点に至り、同所から同市都市計画道路誉田町野呂町線を北東へ進み国道一二六号との接点に至り、同所から国道一二六号を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百四十九　富田特定猟具使用禁止区域（銃器）

千葉市若葉区御成台一丁目地先の千葉市市道若松町金親町線と同市市道坂月町下田町線との交点を起点とし、同所から同市市道坂月町下田町線を北東へ進み同市市道下田町七号線との接点に至り、同所から同市市道下田町七号線を北東へ進み県道浜野四街道長沼線との交点に至り、同所から県道浜野四街道長沼線を北西へ進み同市若葉区谷当町一、〇九一番六地先に至り、同所から県道浜野四街道長沼線を北東へ進み同市市道谷当町二六号線との接点に至り、同所から同市市道谷当町二六号線を北東へ進み同市指定道路谷当町一号線との接点に至り、同所から同市指定道路谷当町一号線を南東へ進み同市市道谷当町二七号線との接点に至り、同所から同市市道谷当町二七号線を東へ進み谷当橋との接点に至り、同所から谷当橋を北東へ進み鹿島川右岸との交点に至り、同所から鹿島川右岸を南東へ進み裏谷津排水路との接点に至り、同所から裏谷津排水路を南東へ進み同市若葉区上泉町一、四九一番地先の千葉市東部土地改良区管理道路との接点に至り、同所から同管理道路を南西へ進み同市市道下泉町六一号線との接点に至り、同所から同市市道下泉町六一号線を南へ進み同市市道下泉町七〇号線との接点に至り、同所から同市市道下泉町七〇号線を南西へ進み同市市道下泉町六〇号線との接点に至り、同所から同市市道下泉町六〇号線を北西へ進み同市市道下泉町五九号線との接点に至り、同所から同市市道下泉町五九号を南西へ進み同市市道下泉町六九号線との接点に至り、同所から同市市道下泉町六九号線を南西へ進み同市市道下泉町一〇九号線との接点に至り、同所から同市市道下泉町一〇九号線を南東へ進み同市市道下泉町一五二号線との接点に至り、同所から同市市道下泉町一五二号線を南東へ進み県道千葉川上八街線との交点に至り、同所から県道千葉川上八街線を北東へ進み県道岩富山田台線との交点に至り、同所から県道岩富山田台線を南東へ進み同市指定道路小間子町三号線との接点に至り、同所から同市指定道路小間子町三号線を南西へ進み同市市道小間子町二五号線との接点に至り、同所から同市市道小間子町二五号線を北西へ進み同市市道富田町六八号線との接点に至り、同所から同市市道富田町六八号線を南西へ進み同市市道富田町一三九号線との接点に至り、同所から同市市道富田町一三九号線を南東へ進み同市市道富田町一四〇号線との接点に至り、同所から同市市道富田町一四〇号線を南東へ進み同市市道富田町一、〇〇四番一地先の生活道路との接点に至り、同所から同生活道路を南西へ進み同市指定道路富田町三号線との接点に至り、同所から同市指定道路富田町三号線を南東へ進み同市市道御殿町三号線との接点に至り、同市市道御殿町三号線を南東へ進み同市市道富田町九八号線との接点に至り、同所から同市市道富田町九八号線を南西へ進

進み同市若葉区富田町一、一六二番二地先の生活道路との接点に至り、同所から同生活道路を西へ進み同市市道富田町七九号線との交点に至り、同所から同市市道富田町七九号線を南西へ進み同市市道富田町一〇五号線との接点に至り、同所から同市市道富田町一〇五号線を東へ進み同市若葉区富田町一、一五六番地先の生活道路との接点に至り、同所から同生活道路を南西へ進み同市市道富田町一二〇号線との接点に至り、同所から同市市道富田町一二〇号線を南東へ進み同市若葉区富田町一、二六七番二地先の農業用排水路との接点に至り、同所から同排水路を南西へ進み鹿島川右岸との接点に至り、同所から同排水路を南西に延長した直線を南西へ進み同市市道古泉町五号線との接点に至り、同所から同市市道古泉町五号線を南東へ進み同市市道古泉町七四号線との接点に至り、同所から同市市道古泉町七四号線を南東へ進み同市市道和泉町一五号線との接点に至り、同所から同市市道和泉町一五号線を北西へ進み同市市道和泉町一四号線との交点に至り、同所から同市市道和泉町一四号線を北西へ進み同市若葉区古泉町四六九番一地先の道路との接点に至り、同所から同市若葉区古泉町四六九番一地先の道路を南西へ進み同市市道中田町一五〇号線との接点に至り、同所から同市市道中田町一五〇号線を南西へ進み同市若葉区古泉町四四二番三地先の道路との接点に至り、同所から同市若葉区古泉町四四二番三地先の道路を南西へ進み同市市道中田町一五〇号線との接点に至り、同市市道中田町一五〇号線を南西へ進み同市指定道路古泉町一号線との接点に至り、同所から同市指定道路古泉町一号線を南へ進み同市若葉区中田町一四九番地先の千葉市東部土地改良区管理道路との接点に至り、同所から同管理道路を南西へ進み同市若葉区古泉町八〇二番二地先の千葉市東部土地改良区管理道路との接点に至り、同所から同管理道路を南西へ進み同市若葉区古泉町八三一番地先の千葉市東部土地改良区管理道路との接点に至り、同所から同市市道中田町一八七号線との接点に至り、同所から同市市道中田町一八八号線を南へ進み同市市道中田町一八四号線との接点に至り、同所から同市市道中田町一八一号線を西へ進み県道浜野四街道長沼線との接点に至り、同所から県道浜野四街道長沼線を北東へ進み同市市道中田町七二号線との交点に至り、同所から同市市道中田町七二号線を北東へ進み同市若葉区更科町一、八九二番一地先の県道浜野四街道長沼線との交点に至り、同所から県道浜野四街道長沼線を北西へ進み同市市道若松町金親町線との接点に至り、同所から同市市道若松町金親町線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百五十　松丸・鼻特定猟具使用禁止区域（銃器）

いすみ市松丸地先のいすみ市市道一三〇四号線と県道茂原東隅線との接点を起点とし、同所から県道茂原東隅線を南西へ進み同市市道一三一四号線との接点に至り、同所から同市市道一三一四号線を北西へ進み同市市道〇一〇一号線との接点に至り、同所から同市市道〇一〇一号線を北へ進み同市市道一二九五号線との接点に至り、同所から同市市道一二九五号線を南東へ進み同市市道一三〇〇号線との接点に至り、同所から同市市道一三〇〇号線を南東に進み同市市道一三〇四号線との接点に至り、同所から同市市道一三〇四号線を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百五十一　有吉特定猟具使用禁止区域（銃器）

木更津市有吉一、四八五番地先の農道と木更津市と神ケ浦市との境界線との接点を起点とし、同所から同境界線を北東へ進み木更津市有吉一八番地先の農道との交点に至り、同所から同農道を南西へ進み同市市道五〇九五号線との交点に至り、同所から同市市道五〇九五号線を南西へ進み同市市道五〇九〇号線との接点に至り、同所から同市市道五〇九〇号線を南西へ進み同市市道五〇八九号線との接点に至り、同所から同市市道五〇八九号線を西へ進み同市有吉一、〇七五番一地先の農道との交点に至り、同所から同農道を北西へ進み同市市道一一六号線との接点に至り、同所から同市市道一一六号線を北へ進み同市有吉一、八五一番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を北西へ進み同市市道五一〇七号線との接点に至り、同所から同市市道五一〇七号線を西へ進み同市有吉二、二四九番一地先の農道との接点に至り、同所から同農道を西へ進み同市有吉一、六三九番地先の農道との交点に至り、同所から同農道を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百五十二　八街西特定猟具使用禁止区域（銃器）

八街市八街い地先の八街市市道一一二号線と県道千葉八街横芝線との接点を起点とし、同所から県道千葉八街横芝線を北東へ進み同市市道二一〇号線との接点に至り、同所から同市市道二一〇号線を南東へ進み県道千葉川上八街線との交点に至り、同所から県道千葉川上八街線を南西へ進み同市市道一一二号線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百五十三　酒々井特定猟具使用禁止区域（銃器）

印旛郡酒々井町飯積地先の印旛郡酒々井町町道三B―〇二二号線と同町町道三B―一六二号線との接点を起点とし、同所から同町町道三B―〇二二号線を北東へ進み同町町道三B―〇二二号線の終点に至り、同所から同町町道三B―〇二二号線の終点から北東へ延長した直線を北東へ進み富里市と印旛郡酒々井町との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東へ進み同町飯積五〇五番の境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み八街市と印旛郡酒々井町との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み同町町道三B―〇三七号線との接点に至り、同所から同町町道三B―〇三七号線を南西へ進み同町町道三B―一六三号線との接点に至り、同所から同町町道三B―一六三号線を北西へ進み同町町道三B―一六二号線との接点に至り、同所から同市市道一一六二号線を北東へ進み成田市市道七―二　六三号線との接点に至り、同所から同市市道七―二六三号線を北東へ進み根木名川右岸堤防東側法肩との交点に至り、同所から根木名川右岸堤防東側法肩を南東へ進み同市市道七―一三七号線との交点に至り、同所から同市市道七―一三七号線を南西へ進み富里市市道一―〇一四一号線との接点に至り、同所から同市市道〇一―〇〇二号線との接点に至り、同所から同市市道〇一―〇〇二号線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百五十四　上砂特定猟具使用禁止区域（銃器）

八街市上砂地先の八街市市道三一〇〇二号線と同市市道一八〇三四号線との接点を起点とし、同所から同市市道一八〇三四号線を南東へ進み同市市道三一〇〇一号線との交点に至り、同所から同市市道三一〇〇一号線を南東へ進み同市市道二一七号線との接点に至り、同所から同市市道二一七号線を南西へ進み同市市道二一五号線との接点に至り、同所から同市市道二一五号線を北西へ進み同市市道三一〇〇二号線との接点に至り、同所から同市市道三一〇〇二号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百五十五　富里市日吉倉地区特定猟具使用禁止区域（銃器）

富里市日吉倉地先の富里市市道〇一―〇〇二号線と同市市道一―〇二二九号線との接点を起点とし、同所から同市市道一―〇二二九号線を北東へ進み成田市市道七―二　六三号線との接点に至り、同所から同市市道七―二六三号線を北東へ進み根木名川右岸堤防東側法肩との交点に至り、同所から根木名川右岸堤防東側法肩を南東へ進み同市市道七―一三七号線との交点に至り、同所から同市市道七―一三七号線を南西へ進み富里市市道一―〇一四一号線との接点に至り、同所から同市市道〇一―〇〇二号線との接点に至り、同所から同市市道〇一―〇〇二号線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百五十七　東庄町農野特定猟具使用禁止区域（鉄路）

香取郡東庄町農野地先の香取郡東庄町町道三〇二一九号線と県道小見川海上線との接点を起点とし、同所から県道小見川海上線を南東く進み同町道三〇八八号線との接点に至り、同所から同町町道三〇八八号線を北西く進み同町町道三〇三八号線との接点に至り、同所から同町町道三〇三八号線を北西く進み同町町道三〇三九号線との接点に至り、同所から同町町道三〇三九号線を北東く進み同町町道三〇一九号線との接点に至り、同所から同町町道三〇一九号線を北東く進み起点に至る線で囲まれた区域

二百五十八　栄町安食・北特定猟具使用禁止区域（鉄路）

印旛郡栄町北地先の若草大橋有料道路と利根川右岸との交点を起点とし、同所から利根川右岸を東く進み印旛郡栄町安食ニ、七九六番と同町須賀ニ、九四五番との境界線を北西く延長した直線との交点に至り、同所から同直線を南東く進み同町安食ニ、七九六番との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東く進み県道佐原我孫子自転車道線との接点に至り、同所から県道佐原我孫子自転車道線を南西く進み若草大橋有料道路との交点に至り、同所から若草大橋有料道路を北西く進み起点に至る線で囲まれた区域

二百五十九　佐室・高谷特定猟具使用禁止区域（鉄路）

いすみ市高谷地先のいすみ市市道〇一二五号線と同市市道三四七号線との接点を起点とし、同所から同市市道三四七号線を南東く進み同市市道二四八号線との接点に至り、同所から同市市道二四八号線を南東く進み同市市道三二四一号線との接点に至り、同所から同市市道三二五〇号線を南東く進み同市市道二四一号線との接点に至り、同所から同市市道二四一号線を南東く進み国道四六五号との接点に至り、同所から国道四六五号を北西く進み同市市道〇一二五号線との接点に至り、同所から同市市道〇一二五号線を北東く進み起点に至る線で囲まれた区域

二百六十　金谷郷特定猟具使用禁止区域（鉄路）

大網白里市金谷郷地先の大網白里市市道〇一一〇〇三号線と同市金谷郷ニ、二五八番地先の水路との交点を起点とし、同所から同水路を北東く進み同市市道一一〇四一六号線との交点に至り、同所から同市市道一一〇四一六号線を南西に進み同市市道〇一一〇〇三号線との接点に至り、同所から同市市道〇一一〇〇三号線を北西に進み、起点に至る線で囲まれた区域

二百六十一　含雪重要特定猟具使用禁止区域（鉄路）

富津市鎗田ニ、二三五番の区域

二百六十二　本矢作特定猟具使用禁止区域（鉄路）

香取市長山地先の香取市市道一五三八号線と同市長山六七五番三地先の水路との交点を起点とし、同所から同水路を北東く進み同市長山六二九番地先に至り、同所から同水路を南東く進み同市長山五六三番地先に至り、同所から同水路を南東く進み同市本矢作一、五六三番二地先に至り、同所から同水路を南東く進み東関東自動車道水戸線との交点に至り、同所から東関東自動車道水戸線を南西く進み同市市道一一〇号線との交点に至り、同所から同市市道一一〇号線を北東く進み同市市道一一三号線との接点に至り、同所から同市市道一一三号線を北西く進み同市市道五四六号線との接点に至り、同所から同市市道五四六号線を北東く進み同市市道一一〇号線との接点に至り、同所から同市市道一一〇号線を北西く進み同市市道五三八号線との接点に至り、同所から同市市道五三八号線を北西く進み起点に至る線で囲まれた区域

二百六十三　迎田・古又木特定猟具使用禁止区域（鉄路）

市原市不入斗地先の県道千葉鶴川線と市原市市道一一三三号線との接点を起点とし、同所から同市市道一一三三号線を南東く進み同市市道一一三三号線との接点に至り、同所から同市市道一一三三号線を南東く進み同市市道一四八三号線との接点に至り、同所から同市市道一四八三号線を南西く進み同市市泉谷一丁目と同市片又木との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西く進み同市片又木六四番地先の農地と山林との境界線の接点に至り、同所から同所と同市泉谷一丁目二三番四と同市泉谷一丁目三三番との境界線と同市泉谷一丁目と同市迎田との境界線との接点とを結んだ直線を北西く進み同境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西く進み同市市道一四九六号線との接点に至り、同所から同市市道一四九六号線を南東く進み同市市道一四七九号線との接点に至り、同所から同市市道一四七九号線を北西く進み同市市道一一八九号線との接点に至り、同所から同市市道一一八九号線を南西く進み同市市道一四七八号線との接点に至り、同所から同市市道一四七八号線を南西く進み同市市道一一九〇号線との接点に至り、同所から同市市道一一九〇号線を北西く進み同市市道一一三三号線との接点に至り、同所から同市市道一一三三号線を北西く進み県道千葉鶴川線との接点に至り、同所から県道千葉鶴川線を北西く進み起点に至る線で囲まれた区域

二百六十四　万田野特定猟具使用禁止区域（鉄路）

市原市万田野地先の市原市市道七一〇三号線と同市市道七〇四一号線との接点を起点とし、同所から同市市道七〇四一号線を南東く進み同市市道八五六号線との接点に至り、同所から同市市道八五六号線を南西く進み同市市道七三一二号線との接点に至り、同所から同市市道七三一二号線を南東く進み同市市道七三一三番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南東く進み同市市道七〇四四号線との交点に至り、同所から同市市道七〇四四号線を北東く進み小湊鐵道株式会社小湊鐵道線との交点に至り、同所から小湊鐵道株式会社小湊鐵道線を南西く進み同市市道七〇四五号線との交点に至り、同所から同市市道七〇四五号線を南西く進み県道加茂木更津線との接点に至り、同所から県道加茂木更津線を北西く進み同市万田野九〇番一地先の同市管理道路との接点に至り、同所から同管理道路を北西く進み同市市道七一〇三号線との接点に至り、同所から同市市道七一〇三号線を北東く進み起点に至る線で囲まれた区域

二百六十五　引田・新生特定猟具使用禁止区域（鉄路）

市原市神代地先の市原市市道一九一一号線と県道市原茂原線との接点を起点とし、同所から県道市原茂原線を南東く進み同市市道〇〇一三号線との接点に至り、同所から同市市道〇〇一三号線を南く進み同市市道五〇四四号線との接点に至り、同所から同市市道五〇四四号線を北西く進み同市市道六四七九号線との接点に至り、同所から同市市道六四七九号線を南西く進み県道鶴舞姉崎線との接点に至り、同所から県道鶴舞姉崎線を西く進み同市市道〇一一一号線との接点に至り、同所から同市市道〇一一一号線を北西く進み同市市道一九一一号線との接点に至り、同所から同市市道一九一一号線を北西く進み起点に至る線で囲まれた区域